

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等 に関する規則（案）等に対する意見募集の実施について

平成25年4月10日
原子力規制庁

背景

- 原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)は、平成24年6月27日に公布され、平成24年9月19日に施行された。
- 原子力規制委員会設置法附則1条第4号では、同法附則第17条において改正される核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)等については、原子力規制委員会設置法の施行後10ヶ月以内であって政令で定める日に施行すると規定している。
- これを受け、別紙1に掲げる施行のために整備することが必要となる関係する規則、内規等の改正及び制定を行う。

意見募集の実施

- 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集
別紙1のうち、「1. 行政手続法に基づくパブリックコメントの対象文書」に掲げる原子力規制委員会規則及び内規等については、行政手続法の命令等に当たるものであり、行政手続法に基づく意見募集を実施する。
- 関連する内規等に対する意見募集
上記に関連するものとして、別紙1のうち、「2. 任意で行うパブリックコメントの対象文書」に掲げる内規については、行政手続法の命令等に該当するものではないが、任意に行うものとして、意見募集を実施する。

※意見募集の詳細は原子力規制委員会ホームページ等で案内する。

今後の予定

- 意見募集の実施 4月11日（予定）から30日間
- 公布 6月下旬から7月上旬（予定）
- 施行 7月中旬（予定）

パブリックコメント対象文書一覧

1. 行政手続法に基づくパブリックコメントの対象文書

委員会規則

- 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（仮称）
- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
 - (2) 研究開発段階における発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則
 - (3) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護等に関する規則
 - (4) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称）
 - (5) 実用発電用原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則（仮称）
 - (6) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）
 - (7) 実用発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質に関する技術基準を定める規則（仮称）
 - (8) 研究開発段階における発電の用に供する原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称）
 - (9) 研究開発段階における発電の用に供する原子炉及びその附属施設の技術基準を定める規則（仮称）
 - (10) 研究開発段階における発電の用に供する原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）
 - (11) 研究開発段階における発電の用に供する原子炉に燃料として使用する核燃料物質に関する技術基準を定める規則（仮称）

告示

- 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示（仮称）
- (12) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示
 - (13) 工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示
 - (14) 核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示
 - (15) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

内規（行政手続法の審査基準に該当するもの）

- (16) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等
- (17) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈（仮称）

- (18) 実用発電用原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則の解釈 (仮称)
- (19) 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護規定 (仮称)
- (20) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の基準に関する規則の解釈 (仮称)
- (21) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準 (仮称)
- (22) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査内規
- (23) 研究開発段階における発電の用に供する原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈 (仮称)
- (24) 研究開発段階における発電の用に供する原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則の解釈 (仮称)
- (25) 研究開発段階における発電の用に供する原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の基準に関する規則の解釈 (仮称)
- (26) 研究開発段階における発電の用に供する原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準 (仮称)
- (27) 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査内規

2. 任意で行うパブリックコメントの対象文書

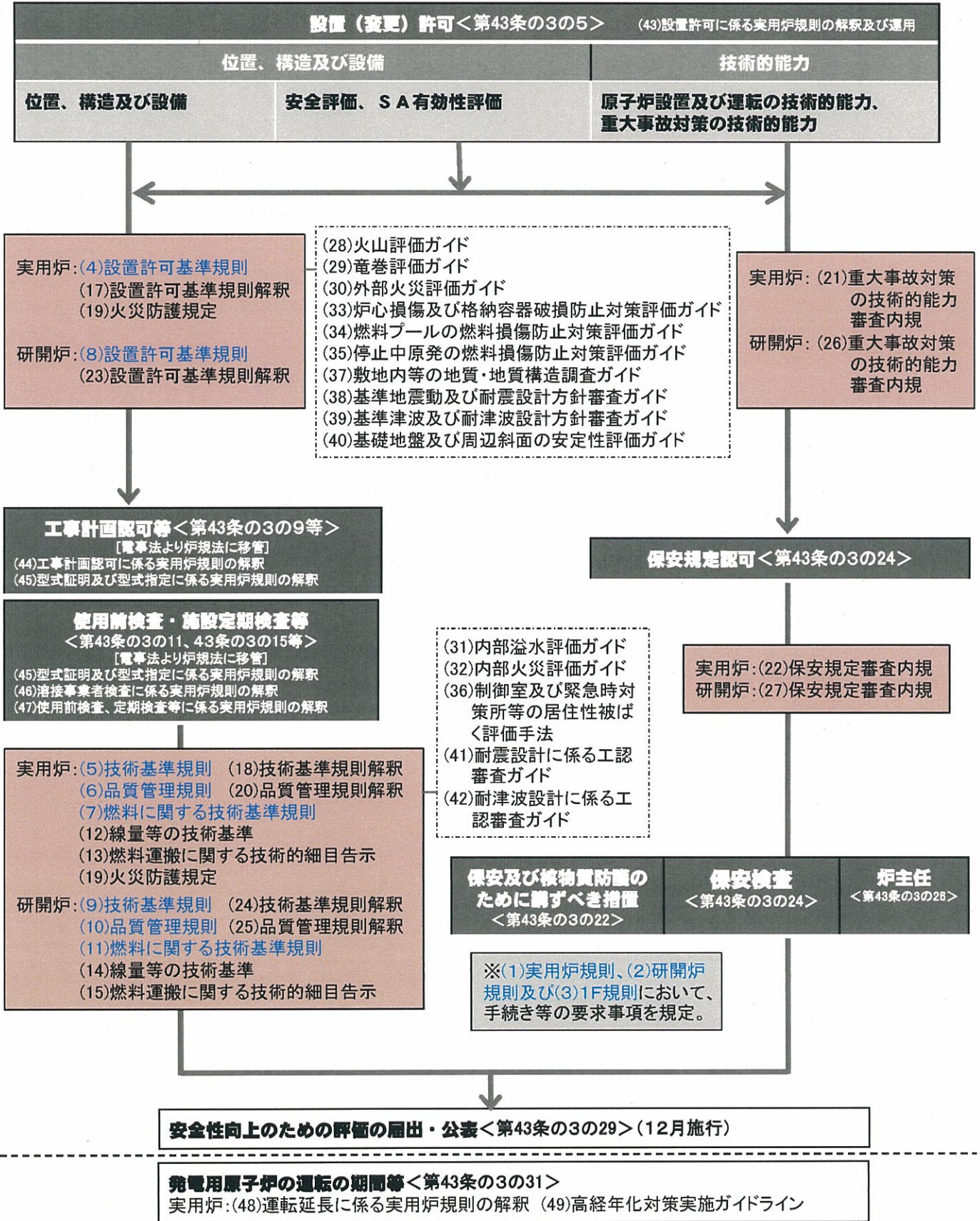
内規 (基準に関連するもの)

- (28) 原子力発電所の火山影響評価ガイド (仮称)
- (29) 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド (仮称)
- (30) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド (仮称)
- (31) 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド (仮称)
- (32) 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド (仮称)
- (33) 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性の評価に係る標準評価手法 (審査ガイド) (仮称)
- (34) 使用済燃料貯蔵プールにおける燃料損傷防止対策の有効性の評価に係る標準評価手法 (審査ガイド) (仮称)
- (35) 停止中の原子炉における燃料損傷防止対策の有効性の評価に係る標準評価手法 (審査ガイド) (仮称)
- (36) 発電用軽水型原子炉施設における制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく標準評価手法 (設計基準事故を超える事故) (審査ガイド) (仮称)
- (37) 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド (仮称)
- (38) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド (仮称)
- (39) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド (仮称)
- (40) 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド (仮称)
- (41) 耐震設計に係る工認審査ガイド (仮称)
- (42) 耐津波設計に係る工認審査ガイド (仮称)

内規（手続きに関連するもの）

- (43) 発電用原子炉施設の設置許可制度に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定の解釈及び運用について（仮称）
- (44) 発電用原子炉施設の工事計画認可制度に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定の解釈（仮称）
- (45) 発電用原子炉施設に係る特定機器の型式証明及び型式指定制度に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定の解釈（仮称）
- (46) 発電用原子炉施設の溶接事業者検査制度に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定の解釈（仮称）
- (47) 発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査制度に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定の解釈（仮称）
- (48) 発電用原子炉の運転期間延長認可制度に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定の解釈（仮称）
- (49) 実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド（仮称）

今回の意見募集に係る諸規定と許認可との関係



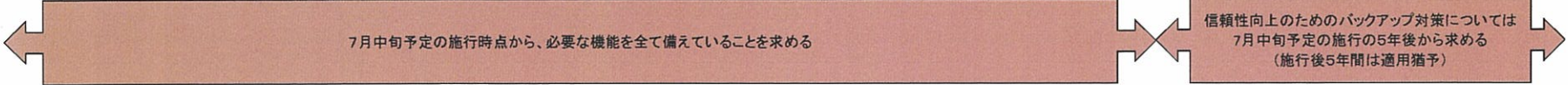
(16)は全審査基準を一覧表にまとめたもの

青字は原子力規制委員会規則、黒字は告示又は内規

<>内は、改正炉規法の該当条番号

新規制基準において新たに要求する機能と適用時期(案)

新たに要求する機能	対策の例示(これと同等以上の効果を有する措置が求められる)		
耐震・対津波機能 (強化される主な事項のみ記載)	基準津波により安全性が損なわれないこと	基準津波の策定、防潮堤や防潮扉の設置	
	津波防護施設等が高い耐震性を有すること	防潮堤や敷地内の津波監視施設の耐震性確保	
	(活断層評価にあたり必要な場合40万年前まで遡ること)	必要な場合には断層の活動性を詳細に調査	
	(基準地震動策定のため地下構造を三次元的に把握すること) (安全上重要な建物等は活断層の露頭がない地盤に設置)	起震車等を用いた地下構造調査 (安全上重要な建物等は活断層の露頭がない地盤に設置)	
重大事故を起こさないために設計で担保すべき機能(設計基準) (強化される主な事項のみ記載)	火山、竜巻、外部火災等により安全性が損なわれないこと	火山、竜巻、外部火災等による影響の評価、必要な改造、手順書整備、訓練	
	内部溢水により安全性が損なわれないこと	内部溢水による影響の評価、必要な改造、手順書整備、訓練	
	内部火災により安全性が損なわれないこと	火災発生防止、検知・消火、影響軽減に必要な改造、手順書整備、訓練	
	安全上重要な機能の信頼性確保	安全上重要な配管等の多重化	
	電気系統の信頼性確保	外部電源2回線の独立、開閉所や非常用DG燃料タンクの耐震性確保等	
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するシステムの物理的防護	海水ポンプの物理的防護等	
重大事故等に対処するために必要な機能 (全て新規要求)	原子炉停止機能	ほう酸水注入設備、手順書整備、訓練	
	原子炉冷却材高圧時の冷却機能	RCIC等起動に必要な弁操作のためのバッテリー配備等、手順書整備、訓練	
	原子炉冷却材圧力バウダリの減圧機能	減圧用の弁操作のためのバッテリー配備等、手順書整備、訓練	バックアップ対策として、特定安全施設(仮称)(恒設)を設置
	原子炉冷却材低圧時の冷却機能	恒設注水設備設置、可搬式注水設備配備、手順書整備、訓練	バックアップ対策として、特定安全施設(仮称)(恒設)を設置
	事故時の重大事故防止対策における最終ヒートシンク確保機能	車載代替最終ヒートシンクの配備、手順書整備、訓練	
	格納容器内雰囲気気の冷却・減圧・放射性物質低減機能	格納容器スプレイ代替注水設備の配備、手順書整備、訓練	バックアップ対策として、特定安全施設(仮称)(恒設)を設置
	格納容器の過圧破損防止機能	格納容器フィルタ・ベント設備の設置(BWR)、手順書整備、訓練	バックアップ対策として、特定安全施設(仮称)(恒設)を設置
	格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能	格納容器下部注水設備の設置、手順書整備、訓練	バックアップ対策として、特定安全施設(仮称)(恒設)を設置
	格納容器内の水素爆発防止機能	水素濃度制御設備の設置(PWR)※、手順書整備、訓練	バックアップ対策として、特定安全施設(仮称)(恒設)を設置※
	原子炉建屋等の水素爆発防止機能	水素濃度制御又は排出設備、水素濃度監視設備の設置、手順書整備、訓練	※PWRのうち必要な炉型のみ
	使用済燃料貯蔵プールの冷却、遮へい、未臨界確保機能	可搬式代替注水設備、可搬式スプレイ設備の設置、手順書整備、訓練	
	水供給機能	水源及び移送ルート、移送資機材確保、手順書整備、訓練	
	電気供給機能	恒設及び可搬式代替交流電源の配備、恒設直流電源設備(既設)の増強、可搬式直流電源の配備、手順書整備、訓練	バックアップ対策として、所内恒設直流電源設備(3系統目)を設置
	制御室機能	炉心損傷時の被ばく評価と必要な資機材、手順書整備、訓練	バックアップ対策として、特定安全施設(仮称)(恒設)を設置
	緊急時対策所機能	地震・津波の影響を受けない緊急時対策所の確保、被ばく評価、資機材確保等	
	計装機能	プラント状態の把握能力を超えた場合のプラント状態の推定手段の整備等	
	モニタリング機能	可搬式代替モニタリング設備の配備、手順書整備、訓練	
	通信連絡機能	代替電源から給電可能な通信連絡設備配備、手順書整備、訓練	
敷地外への放射性物質の拡散抑制機能	可搬式放水設備配備、手順書整備、訓練		
大規模自然災害や意図的な航空機衝突等のテロリズムによりプラントが大規模に損傷した状況で注水等を行う機能	地震・津波や意図的な航空機衝突の影響を受けにくい場所に可搬式注水設備、電源、放水設備等を分散配置、接続口を複数用意、手順書整備、訓練	バックアップ対策として、特定安全施設(仮称)(恒設)を設置	



原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う 関係規則の整備等に関する規則（案）等について

平成 25 年 4 月
原子力規制庁

背景

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）は、平成 24 年 6 月 27 日に公布され、平成 24 年 9 月 19 日に施行されたところである。同法附則第 1 条では、同条第 4 号に掲げる規定は、同法施行後 10 月以内であって政令で定める日に施行するとされており、同法附則第 17 条において改正される核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）及び原子力規制委員会設置法附則第 41 条において改正される電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等については、当該期日に施行することとなる。

これを受け、原子力規制委員会設置法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定を施行するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）等の関係する法令等について所要の規定の整備を行うこととする。

概要

1. 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（仮称）

【改正理由】

原子力規制委員会設置法において、発電用原子炉の設置許可申請書の記載事項の追加、変更の許可事項の一部の届出事項化、保安のために講ずべき措置事項に重大事故対策も含まれることの明確化、特定機器の設計の型式証明及び型式の指定の導入、発電用原子炉の運転期間延長認可制度の導入等の原子炉等規制法が改正された。これを受けて、これら原子炉等規制法で新設・改正された規定に係る手続等の詳細な事項を定める必要があることから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）等についても所要の改正を行うこととする。そのほか、関係する府省令等について原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い必要となる所要の規定の整備を行うこととする。

【概要】

I. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正

(1) 重大事故の定義

原子炉等規制法における発電用原子炉に係る重大な事故は、「発電用原子炉の

炉心の著しい損傷が発生した事故」、「燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷が発生した事故」とする。

(2) 発電用原子炉の設置許可申請書の記載事項の追加に伴う規定の整備

原子炉等規制法の改正において新たに追加された発電用原子炉の設置許可申請書の記載事項のうち、「発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項」については、「放射線の被ばく管理の方法」、「放射性廃棄物の廃棄に関する事項」等を記載することとする。

また、「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」については、事故の区分に応じて、事故に対処するために必要な施設、事故の程度・影響の評価の条件及び結果について記載することとする。

あわせて、これらの記載事項に係る添付書類について所要の見直しを行う。

(3) 変更の許可事項の一部の届出事項化に係る規定の整備

原子炉設置許可の申請書記載事項である原子炉の位置、構造及び設備の変更のうち届出の対象となる事項を、原子炉等規制法第43条の3の5第2項第9号及び第10号の変更を伴わない、①発電用原子炉施設が同一の工場又は事業所内に二以上存する場合において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの、②発電用原子炉施設が同一の工場又は事業所内に二以上存する場合において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの、③同一の固体廃棄物貯蔵庫において貯蔵能力を変更するもの、④許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の組数を増加するものとする。そのほか、届出書の記載事項、添付書類等の手続等の所要の規定の整備を行う。

(4) 重大事故対策等に係る保安のために講ずべき措置の追加

重大事故に至るおそれのある事故が発生した場合又は重大事故が発生した場合に講ずべき措置として、原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し必要な措置を追加する。

(5) 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の対象設備の追加

原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の対象設備として、重大事故の発生及び拡大の防止の機能を有する機器及び構造物を追加する。

(6) テロ等の際の格納容器破損による多量の放射性物質の放出を抑制する機能の信頼性向上のためのバックアップ対策として設置される施設に係る核物質防護措置の追加

テロ等の際の格納容器破損による多量の放射性物質の放出を抑制する機能の信頼性向上のためのバックアップ対策として設置される施設に関する核物質防護措置として、当該施設を防護区域内に設置する等の措置を追加する。

(7) 重大事故対策等に係る保安規定の記載事項の追加

保安規定の記載事項として、重大事故発生時等における保全活動を行う体制の整備に関する事項を追加する。

(8) テロ等の際の格納容器破損による多量の放射性物質の放出を抑制する機能の信頼性向上のためのバックアップ対策として設置される施設に係る核物質防護規定の記載事項の追加

核物質防護規定の記載事項として、テロ等の際の格納容器破損による多量の放射性物質の放出を抑制する機能の信頼性向上のためのバックアップ対策として設置される施設に関する事項を追加する。

(9) 事故故障等の報告における対象設備の追加

事故故障等の報告を求める対象設備として、重大事故の発生及び拡大の防止の機能を有する機器及び構造物を追加する。

(10) 発電用原子炉主任技術者の選任要件の見直し

発電用原子炉主任技術者の選任要件として、実務に従事した期間等を新たに加えることとする。併せてこれまで認められてきた同一型式の原子炉の兼任を認めないこととする。

(11) 特定機器の設計の型式証明及び型式の指定に係る規定の整備

型式証明の対象である特定機器を、非常用格納容器保護設備のうち水素再結合装置、非常用格納容器保護設備のうち圧力逃がし装置、非常用電源設備（ガスタービンを原動力とする発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、無停電電源装置、電力貯蔵装置）とする。そのほか、型式証明及び型式の指定に係る申請書の記載事項、添付書類等の手続等の所要の規定の整備を行う。

(12) 発電用原子炉の運転期間延長認可制度の導入に係る規定の整備

発電用原子炉の運転期間の延長の認可基準を、原子炉その他の設備が延長期間の運転に伴う劣化を考慮した上で実用発電用原子炉に関する技術基準に適合するものとする。そのほか、申請書の記載事項、添付書類等の手続等の所要の規定の整備を行う。

(13) 発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化に伴う規定の整備

従来、電気事業法に基づき原子力発電工作物の保安に関する省令（平成24年経済産業省令第69号）に規定されていた「工事計画認可及び届出」、「使用前検査」、「燃料体検査」、「溶接安全管理検査」、「定期施設検査」、「定期安全管理検査」等に係る規定に相当する規定を新たに設けることとする。

II. 研究開発段階における発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正

実用発電用原子炉と研究開発段階における発電の用に供する原子炉との相違点を踏まえつつ、上記Ⅰ.「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正」と同旨の改正を行うこととする。

Ⅲ. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護等に関する規則（仮称）の一部改正

原子炉等規制法及び上記Ⅰ.「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正」に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

Ⅳ. その他

(1) 関係する府省令の規定の整備

上記Ⅰ～Ⅲのほか、関係する府省令に所要の手当を行う。

(2) 原子力規制委員会設置法の施行に伴う経過規定

原子力規制委員会設置法附則第23条第1項及び第4項において規定する届出（新たに追加された発電用原子炉の設置許可申請書の記載事項）について、その記載事項を運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の際の影響評価の条件及び結果とするほか、必要な添付書類を定める等の所要の手続を定める。そのほか、所要の経過規定を設けることとする。

(3) 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う経過規定

改正前の電気事業法における使用前検査、定期検査、定期安全管理検査等の検査等に係る申請書や通知等の処分、手続等については、改正後の原子炉等規制法における相当の処分、手続等とみなすなど、発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化に伴う所要の経過規定を設ける。

また、新たに追加される保安のために講ずべき措置、核物質防護措置、保安規定、核物質防護規定、原子炉主任技術者の選任等に関する規定については、手続等に関して所要の経過規定を設ける。そのほか所要の経過規定を設けることとする。

2. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正において、発電用原子炉の設置許可の基準の1つである「原子炉施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること」が「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と

改正されたことから、実用発電用原子炉に係る当該基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定することとする。

【概要】

設計基準事故に係る部分については、旧原子力安全委員会の審査指針類を基に、地震・津波対策、火災対策等については所要の見直しを行った上で規定することとする。また、設計基準を超える状況に対する要求事項である重大事故対策の基準については、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を規定することとする。

テロ等の際の格納容器破損による多量の放射性物質の放出を抑制する機能の信頼性向上のためのバックアップ対策として設置される施設及び重大事故対策の信頼性向上のためのバックアップ対策として設置される常設直流電源設備（第3系統目）に関する規定については、施行後5年までに実現を求めることとする。

3. 実用発電用原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正において、工事計画の認可及び発電用原子炉施設の維持等に係る基準が「原子力規制委員会規則で定める技術上の基準」とされたことから、実用発電用原子炉に係る当該技術上の基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定することとする。

【概要】

発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）を基に、地震・津波対策、火災対策等の所要の見直しを行った上で規定することとする。また、設計基準を超える状況に対する要求事項である重大事故対策の基準については、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を規定する。

テロ等の際の格納容器破損による多量の放射性物質の放出を抑制する機能の信頼性向上のために設置される施設及び重大事故対策の信頼性向上のために設置される常設直流電源設備（第3系統目）に関する規定については、施行後5年までに実現を求めることとする。

4. 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正において、工事計画の認可の基準の1つとして「発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること」が新たに設

けられたことから、実用発電用原子炉に係る当該技術上の基準（設計及び工事段階における品質保証に係る基準）を定める原子力規制委員会規則を新たに制定することとする。

【概要】

従来から保安規定の原子力安全に対する品質マネジメントについて用いている品質保証に係る（JEAC4111-2009）の要求事項を基に、IAEA安全基準（安全要件 No. GS-R-3）等の海外規格の要求事項を踏まえ整理を行った上で、規定することとする。

5. 実用発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質に関する技術基準を定める規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法及び電気事業法の改正により、従来、電気事業法に基づいて行われてきた燃料体検査が原子炉等規制法に基づき行われることとなることに伴い、原子炉等規制法に基づく燃料体検査に係る技術基準を新たに制定することとする。

【概要】

電気事業法に基づき規定されている「発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第63号）」を基に、所要の手当を行った上で規定することとする。

なお、今般の改正により、電気事業法から燃料体検査に係る規定がなくなることから、電気事業法に基づき規定されている「発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令」については廃止することとする。

6. 研究開発段階における発電の用に供する原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称）

【制定理由】

上記2. と同様の趣旨から、研究開発段階における発電の用に供する原子炉に係る「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準」を定める原子力規制委員会規則を新たに制定することとする。

【概要】

上記2. 「実用発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称）」を基に、実用発電用原子炉と研究開発段階における発電の用に供する原子炉

との相違点を踏まえた上で規定する。

7. 研究開発段階における発電の用に供する原子炉及びその附属施設の技術基準を定める規則（仮称）

【制定理由】

上記3. と同様の趣旨から、研究開発段階における発電の用に供する原子炉に係る「原子力規制委員会規則で定める技術上の基準」を定める原子力規制委員会規則を新たに制定することとする。

【概要】

上記3. 「実用発電用原子炉に関する技術基準を定める規則（仮称）」を基に、実用発電用原子炉と研究開発段階における発電の用に供する原子炉との相違点を踏まえた上で規定する。

8. 研究開発段階における発電の用に供する原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

上記4. と同様の趣旨から、研究開発段階における発電の用に供する原子炉に係る技術上の基準（設計及び工事段階における品質保証に係る基準）を定める原子力規制委員会規則を新たに制定することとする。

【概要】

上記4. 「実用発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の基準に関する規則（仮称）」を基に、実用発電用原子炉と研究開発段階における発電の用に供する原子炉との相違点を踏まえ規定する。

9. 研究開発段階における発電の用に供する原子炉に燃料として使用する核燃料物質に関する技術基準を定める規則（仮称）

【制定理由】

上記5. と同様の趣旨から、研究開発段階における発電の用に供する原子炉に係る燃料体検査に関する技術基準を制定することとする。

【概要】

上記5. と同様、電気事業法に基づき規定されている「発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第63号）」を基に、所要の手

当を行った上で規定することとする。

10. 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示(仮称)

【制定理由】

原子炉等規制法の改正に伴い、上記3. 及び7. のとおり「実用発電用原子炉に関する技術基準を定める規則(仮称)」及び「研究開発段階における発電の用に供する原子炉の技術基準を定める規則(仮称)」を新たに制定することとしている。これらの規則では、管理区域、周辺監視区域及び周辺監視区域外における放射線による線量限度等を原子力規制委員会が定めるとしていることから、これらの規則の規定に基づき関係する告示を改正するもの。

【概要】

今般新たに制定される「実用発電用原子炉に関する技術基準を定める規則(仮称)」、「研究開発段階における発電の用に供する原子炉の技術基準を定める規則(仮称)」の規定に基づき、①実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示、②工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示、③核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度告示等を定める告示、④核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示を改正し、管理区域、周辺監視区域の内外等における線量等の水準を規定するほか、所要の改正を行うこととする。

11. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正

【概要】

原子炉等規制法に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)の規定による審査基準、標準処理期間及び処分の基準は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」において定められているところ、今般の原子炉等規制法の改正に伴い、審査基準等を定めるべき同法の規定が追加されるとともに、後述のとおり今般新たに審査基準等を制定することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」を改正し、新たに追加される審査基準等を加えることとする。

12. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈(仮称)

【概要】

上記2.「実用発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称）」において規定する基準（性能要求）に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。なお、旧原子力安全委員会の安全審査指針類のうち、設計審査指針等の基本的な指針以外のもの、実用発電用原子炉及びその附属施設に関する火災防護規定を引用することとする。

13. 実用発電用原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則の解釈（仮称）

【概要】

上記3.「実用発電用原子炉に関する技術基準を定める規則（仮称）」において規定する基準（性能要求）に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。なお、学協会規格について行政庁が技術評価した内容等を引用することとする。

14. 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護規定（仮称）

【概要】

上記2.「実用発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称）」及び3.「実用発電用原子炉に関する技術基準を定める規則（仮称）」において規定する火災対策に係る基準に関し、火災防護の設計方針に基づき、発電用軽水型原子炉施設の火災防護対策の仕様に関して、原子炉施設の安全機能の確保の観点から、「火災の発生防止」、「火災の早期検知・消火」、「火災の影響軽減」等の考慮すべき事項を規定することとする。

15. 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記4.「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準を定める規則（仮称）」において規定する基準に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。

16. 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（仮称）

【概要】

原子炉等規制法の改正において、原子炉の設置許可の審査の際に要求される基準である「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術

的能力」を審査するための審査基準を規定することとする。

17. 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査内規の一部改正

【概要】

上記1. I. (7) のとおり、今般、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則における保安規定に関する事項を改正し、重大事故発生時等における保全活動を行う体制の整備に関する事項等を追加することとしていることから、これに伴い、新たに保安規定の記載事項として追加された事項に関する審査基準を規定することとする。

18. 研究開発段階における発電の用に供する原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈（仮称）

【概要】

上記6. 「研究開発段階における発電の用に供する原子炉施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（仮称）」において規定する基準（性能要求）に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。なお、旧原子力安全委員会の安全審査指針類のうち、設計審査指針等の基本的な指針以外のものを引用することとする。

19. 研究開発段階における発電の用に供する原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則の解釈（仮称）

【概要】

上記7. 「研究開発段階における発電の用に供する原子炉に関する技術基準を定める規則（仮称）」における仕様規定等を規定することとする。なお、今回廃止することとする「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則」に相当する部分を追記することとする。

20. 研究開発段階における発電の用に供する原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記8. 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準を定める規則（仮称）」において規定する基準に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規

定することとする。

21. 研究開発段階における発電の用に供する原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（仮称）

【概要】

上記15.と同様の趣旨から、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力について審査するために必要な技術的能力について審査するための基準を規定する。

22. 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査内規の一部改正

【概要】

上記17.と同様の趣旨から、研究開発段階における発電の用に供する原子炉施設の保安規定認可について審査するための基準等を規定する。